

景観形成マニュアル

景観地区

テクノプラザ景観地区

景観地区とは、良好な景観の形成を積極的に推進していく地区として景観法に規定される都市計画の一つです。地区内で建築物の新築・増築などをする場合は、定められた事項を順守し事前に市に申請書を提出して認定を受ける必要があります。



景観地区の範囲



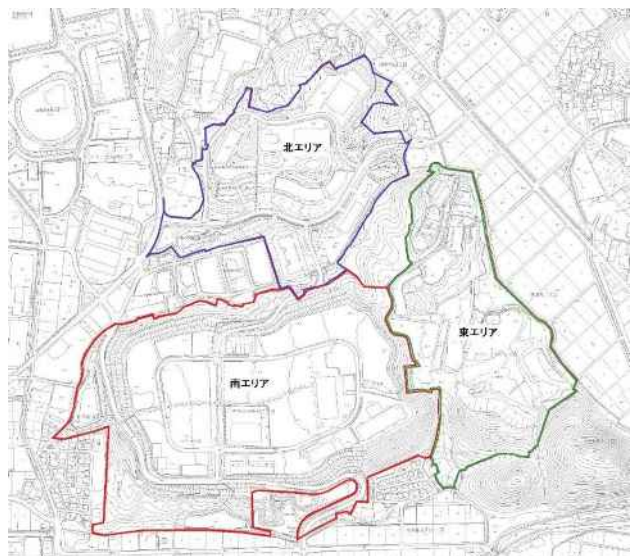
景観協定

テクノプラザ北エリア テクノプラザ南エリア テクノプラザ東エリア

景観計画区域内の一団の土地の所有者や借地権者は、全員の合意があれば、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を締結することができます。景観協定の区域は北、南、東に分かれており、地区内で建築行為等を行う場合は、それぞれの景観協定委員会へ報告し、承認を受ける必要があります。



景観協定の範囲



景観形成の基本方針

「公園都市・かかみがはら」にふさわしい機能的で快適な環境形成を図ると共に、景観の連続性、統一性を確保し、自然環境との調和を考えた統一感ある産業団地を目指して積極的に良好な景観の形成を図ります。

また、構造物(建築物・土木構造物等)と自然の段階的变化を意識したデザインにより、先端技術と自然環境の融合を目指します。

敷地利用

- ・敷地は可能な限り緑化に努め、駐車場は景観を損なわないよう配慮
- ・親しみ・楽しみのある人間サイズの空間づくり
- ・自然環境と構造物が融和した印象的な空間づくり

建築物・土木構造物

- ・緑あふれる環境の中に建物が点在するイメージを守るため、壁面線後退等への協力
- ・構造物の圧迫感を軽減するための植栽による遮蔽及び表面デザイン

植栽

- ・隣接する既存の樹林との連続性への配慮
- ・地元の樹種の使用や地域生態系への配慮
- ・花木を用いた季節変化の演出



景観形成の手法

テクノプラザには、次に掲げる規定が設定されています。本書は、この規定を網羅すると共に、景観形成全般の手引書として具体的な指針等を提示しています。

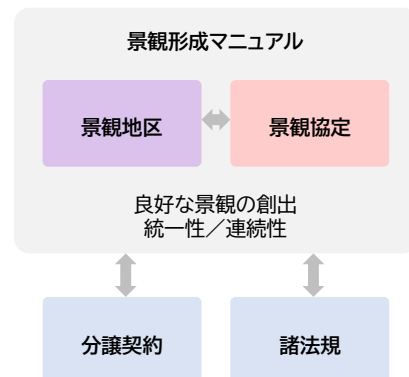
テクノプラザ景観地区

- テクノプラザ北エリア景観協定
- テクノプラザ南エリア景観協定
- テクノプラザ東エリア景観協定
- 土地分譲契約書

景観地区に関する制限は、形態意匠については各務原市の認定、その他の制限については建築確認申請で確認する事項となります。

また、景観協定に関する具体的運営については、各々の景観協定委員会において行います。

この委員会は区域内の土地所有者等の全員で組織し、各施設計画の適切な誘導及びテクノプラザにふさわしい良好な景観形成に向けて維持管理等の具体的な運営を行います。



景観地区による行為の制限(景観法第61条第2項)

景観地区区域の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めます(次ページ)。地区内で次のような行為をしようとする時は、定められた事項を順守し、事前に市に申請書を提出して認定を受ける必要があります。

1. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

景観協定による行為の制限(景観協定書)

景観協定区域の良好な景観の形成のために必要な基準を定めます(次ページ)。地区内で次のような行為をしようとする時は、定められた事項を順守し、事前に景観協定委員会に報告して承認を受ける必要があります。

1. 建築物の建築等及び工作物の建設等

良好な景観の形成のための行為の制限

| 項目 | 規制内容 | | | 規制 | |
|-----------|---|---|--|-----------|-----------|
| | 北エリア | 南エリア | 東エリア | | |
| 敷地利用 | 緑地帯 | <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路A※の北側境界線より幅 10m 以上 ・幹線道路A※の南側境界線より幅 5m 以上 ・幹線道路A※以外の道路の境界線より幅 5m 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路境界線より幅 3m 以上 ・隣地境界線より幅 1.5m 以上 | 景観協定 | |
| | 駐車場 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑地帯を避け(出入口・車路は除く)必要台数分を各々で確保 ・敷地内の高低差を適切に利用したり、周囲に植栽を施すなどして、環境、景観に配慮 | | | 景観形成マニュアル |
| 建築物 | 建蔽率 | ・50% 以下 | ・60% 以下 | 景観協定 | |
| | 容積率 | ・200% 以下 | | | |
| | 高さ | ・20m 以下 ※航空法については、航空自衛隊岐阜基地にお問い合わせください。 | | | |
| | 壁面位置 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路境界線より 5m 以上後退 ・隣地境界線より 2.5m 以上後退 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路境界線より 3m 以上後退 ・隣地境界線より 1.5m 以上後退 | 景観地区 | |
| | 敷地面積 | ・2,000㎡ 以上 | | | |
| | 形態意匠 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物の形態との調和、山並みや建築物のつくるスカイラインに十分配慮 ・屋上などに設備を設置する場合は、屋根や囲いで隠蔽し、建物と一体となったデザインとする ・可能なところでは屋上緑化に努める | | | |
| | 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境との調和に配慮し、背景となる山並みの色彩(背景色)との関係に配慮 ・ベースカラーに原色や突出色を使用することは禁止 ・外壁 ベースカラーは無彩色(明度4以上)を原則とし、有彩色の場合は低彩度色とする デザインを重視してアソートカラー(外壁面の 25%まで使用可)やアクセントカラー(外壁面の 5% まで使用可)を用いる場合は使用面積に十分配慮 高彩度色はアクセントカラーとして扱う ・屋根 無彩色(明度3以上)を原則とし、有彩色の場合は低彩度色とする | | | |
| 緑地率 | ・低木、中高木で 20% 以上確保 | ・低木、中高木で 10% 以上確保 | 景観協定 | | |
| 植栽時期 | ・建築物の完成後1年以内に実施 | | | | |
| 樹種選定 | ・記念植樹等、特別な意図をもって行うもの意外は、例示した樹種を尊重 | | | | |
| 維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備部分を含む全ての緑地の剪定、施肥、害虫駆除等を年一回以上実施 ・樹木の伐採、持ち出しを禁止し、枯死の場合は同種の補植を実施 | | | 景観形成マニュアル | |
| 屋外広告物 | 社名表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業名板 位置:敷地出入口に限り設置可とし、高さは1.5m 以下 材質:周囲との調和に配慮 ・建物壁面 企業名、ロゴマーク、シンボルマーク程度のものに限り主たる出入口付近に設置可 壁面全体の使用を禁止し、文字の大きさは一字一辺 80cm を限度 | | | 景観協定 |
| | 建築物付帯広告 | ・設置及び掲示の禁止 | | | |
| | 敷地内広告 | ・設置及び掲示の禁止(イベント等の短期間や管理上の必要性により適当と認められる場合は可) | | | |
| 付帯施設・工作物等 | 電線類 | ・各企業負担による地下埋設 | | | |
| | 鉄柱類 | ・携帯電話等の基地局・中継局等の用に供するものは設置禁止 | | | |
| | 建築設備 | ・原則、可能な限り諸設備は屋内に設置(屋外設置の場合は、周辺景観に配慮) | | | |
| | 門扉・柵等 | <ul style="list-style-type: none"> ・門扉、塀、柵等は原則設置不可(転落防止、義務的設置等の場合は協定委員会の承認を得て可) ・門柱、生け垣を設置する場合は以下の事項を遵守 生垣は、緑地帯の内側に設置するものとし、高さは1m以下とする 構造、デザインは景観や環境に配慮 基礎を構築する場合は、仕上がり高さを地盤高以下とする 敷地出入口に設ける車両進入防止の付帯施設は、チェーン等軽微なものとする | | | 景観協定 |
| | 屋外照明 | <ul style="list-style-type: none"> ・夜間利用者の安全性を考慮して屋外照明を適切に配置 ・器具の形態や色彩は周辺景観との調和とデザインの統一に配慮 | | | |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋上に設置する設備機器類等は集約化に努める ・大規模な工作物は圧迫感や不安感を与えない配置やデザインとするよう配慮 | | | 景観形成マニュアル |

※P4の緑地帯の図1を参照

風景形成基準の詳細

風景形成基準の内容について、具体的なイメージやおすすめの修景事例を紹介します。

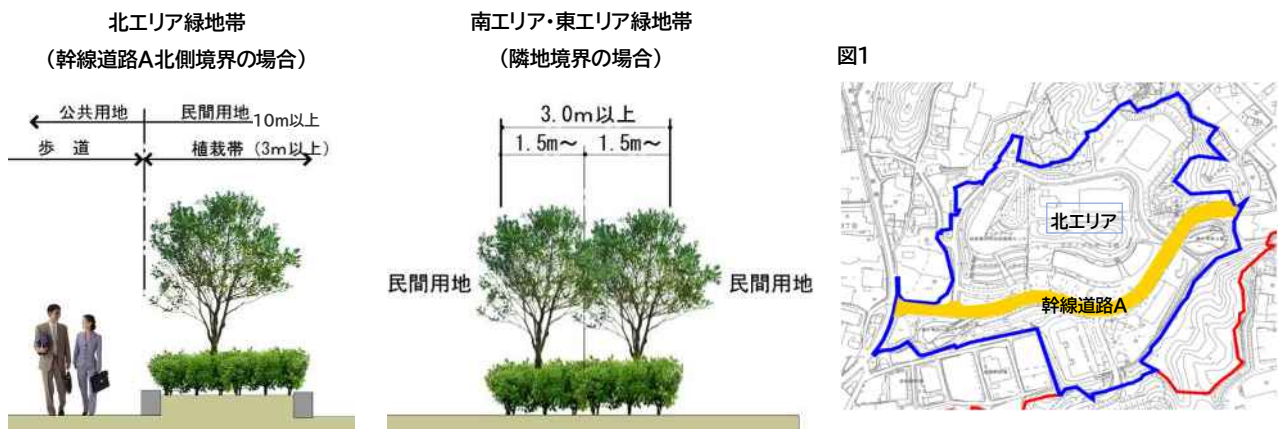
敷地利用

分譲地の特徴であるゆるやかな傾斜を有効に活用してください。特に、敷地に隣接して緑地帯などのオープンスペースがある場合、その連続性に配慮し、一体的な空間として利用することが望まれます。

緑地帯

道路と敷地との境界部分では、出入口を除き、緑地帯として保全すること。

| | 幅 | 植栽方法 | 樹種 |
|--------------|---|-----------------------------|-----------------------------------|
| 北エリア | 図1の幹線道路Aの北側境界線より幅10m以上 図1の幹線道路Aの南側境界線より幅5m以上 図1の幹線道路A以外の道路の境界線より幅5m以上 | 中高木を5m間隔に配した 低木・地被との寄せ植え | 基盤整備による緑地と 調和した樹種を選定 ※P6に例示 |
| 南エリア 東エリア | 道路境界線より幅3m以上 隣地境界線より幅1.5m以上 | | |



緑豊かな広がりのある景観形成を図るため、道路と分譲地との境界部分では、出入口を除き緑地帯として表のとおり植栽するものとします。また、隣地との境界部では双方がそれぞれに植栽することとなるため、事前の協議等により調和のとれた空間とすることが望まれます。

駐車場

駐車場用地については、緑地帯を避け(出入口・車路は除く)必要台数分を各々で確保してください。また良好な景観形成に努めるため、敷地内の高低差を適切に利用したり、周囲に植栽を施すなどして、周辺的环境や景観に配慮してください。

建蔽率・容積率

| | 建ぺい率 | 容積率 |
|--------------|-------|--------|
| 北エリア | 50%以下 | 200%以下 |
| 南エリア 東エリア | 60%以下 | |



建築物の高さ

20m 以下 ※航空法については、航空自衛隊岐阜基地(基地涉外室)にお問い合わせください。

ただし、この都市計画が定められた際現に存する建築物で20mを超えているものの建替え(当該建築物の所有者等が行うものに限る。)については、当該規定にかかわらず、当該建築物の高さを超えない範囲内とする。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定によるものとする。

壁面の位置

| | 道路境界線 | 隣地境界線 |
|--------------|----------|----------|
| 北エリア 南エリア | 幅5.0m 以上 | 幅2.5m 以上 |
| 東エリア | 幅3.0m 以上 | 幅1.5m 以上 |

道路空間と分譲地が分断されることがなく、一体となった緑あふれる空間の形成を図るため、建築の外壁、またはこれに代わる柱面の位置を各境界線からの後退距離として右のとおり設定します。

建築物の敷地面積

2,000㎡以上

※ ただし、この都市計画が定められた際に建築物の敷地として使用されている敷地の敷地面積が2000㎡に満たない場合で、その敷地の全部を一の敷地として使用する場合には、当該敷地面積を最低限度とする。

形態・意匠

テクノプラザ地区の開発コンセプトを踏まえて環境、景観に配慮した空間の形成を目指したデザインとすること。

【建築物全体】

- ・ 建築物のデザインは建築物自体のバランスだけでなく、周辺の建築物の形態との調和に配慮すること。
- ・ 周辺の山並みや建築物のつくるスカイラインに十分配慮すること。

【屋根・屋上】

- ・ 建築物の屋根や最上部の形態、色彩などのデザインは景観に大きな影響を与えるので給水塔や空調の室外機などの設備を屋上や周囲に設置する場合は屋根や囲いで隠蔽し建築物と一体となったデザインとするなど公共の場所からの景観に配慮すること。
- ・ 可能なところでは屋上を緑化し、緑の創出に配慮すること。

【色彩】 ※詳細については、「風景形成基準の運用方針」を参照

- ・ 周辺環境との調和に配慮したものとし、背景となる山並みの色彩(背景色)との関係に配慮すること。
- ・ 建築物の外壁及び屋根(建具を除く。)の色彩は以下に示す内容に適合するものとする。

※ 色彩に関する表示については、日本工業規格Z8721に定められた規格とする。
 ※ 景観協定委員会の議を経て、各務原市景観審議会の同意を得る必要があります。



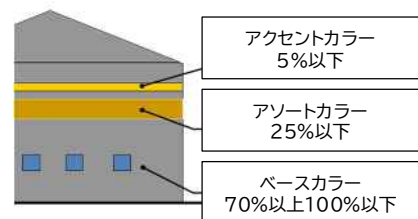
| ベースカラー(1色まで) | アソートカラー(複数色可) | アクセントカラー |
|----------------------------------|----------------------|-----------|
| 有彩色の場合は【表1】に示す範囲内のもの外壁面積の70~100% | 【表2】以外 外壁面積の25%まで | 外壁面積の5%まで |

【表1】

| | 色相 | 明度 | 彩度 |
|----|----------------------|---------|-------|
| 外壁 | 5R以上5Y以下 | 5以上10未満 | 4未満 |
| | 0R以上5R未満 5Y超10Y以下 | 5以上10未満 | 2.5未満 |
| | 上記以外 | 5以上10未満 | 1.5未満 |
| | 無彩色 | 4以上10未満 | |
| 屋根 | 5R以上5Y以下 | 5以上10未満 | 4未満 |
| | 0R以上5R未満 5Y超10Y以下 | 5以上10未満 | 2.5未満 |
| | 上記以外の有彩色 | 5以上10未満 | 1.5未満 |
| | 無彩色 | 3以上10未満 | |

【表2】

| 色相 | 彩度 |
|-------------------------|-------|
| 0R ~ 4.9R 5.1Y ~ 10Y | 5以上 |
| 5R ~ 5Y | 7以上 |
| 上記以外 | 2.5以上 |



緑地率

| | 敷地内 | 隣地境界線付近 |
|--------------|--------|----------------------|
| 北エリア | 20% 以上 | 周辺と調和のとれた景観となるよう配慮する |
| 南エリア 東エリア | 10% 以上 | |

[緑地の定義]

- ・ 樹木が生育する10㎡以上の土地であって、次の基準に適合するもの
 - (1) 10㎡当たり高木(樹高4m以上)が1本以上
 - (2) 20㎡当たり高木(樹高4m以上)が1本以上及び低木(高木以外の樹木)が20本以上
- ・ 低木、芝、もしくは地被植物で表面が被われている10㎡を超える土地
- ・ 屋上緑化、壁面緑化、フジ棚の下が駐車場になっている場合は緑地となる。ただし、必要な緑地面積の4分の1まで
- ・ 野菜畑、温室等は緑地とならない

樹種の選定と植栽時期

景観や地域環境との調和を考え、生育環境に適合する樹種を選定することとします。下に例示した樹種を参考にしてください。ただし、記念植樹やシンボルツリー、特別な意図をもって修景するものは可とします。なお、各分譲地内の植栽は、建築物の完成後から1年以内に完了することとします。

| | | |
|------|-----|---|
| 植栽樹種 | 中高木 | クヌギ・コナラ・アベマキ・シラカシ・アラカシ・ケヤキ・コブシ・イロハモミジ 等 |
| | 低木 | ヤマツツジ・ネズミモチ・ヒイラギ・アセビ・ヤシャブシ・モッコク 等 |
| | 地被 | ビオウヤナギ・芝・フッキソウ・ジャノヒゲ 等 |

維持管理

樹木の健全な育成を促進し、テクノプラザの統一性を考え、調和のとれた緑あふれる豊かな景観形成を図るため、適切な維持管理を行うものとし、各敷地内の植栽については剪定、施肥、害虫駆除等を年一回以上実施することとします。また、樹木の伐採、持ち出しは禁止するとともに枯死した場合には速やかに同種の樹木を補植することとします。

ただし、整備済緑地において地被類を既存緑地との調和を考慮した低木等に植生を変えることは可(生垣的整備等)とします。

屋外広告物

※詳細については「屋外広告物の掲出に必要な許可手続きについて」を参照

(1)建築物に附帯する広告物で、次に掲げるものは禁止する。

※ただし、テクノプラザ北エリアとしての利便性を増進するうえで必要があると認められる範囲内の社名表示等についてはこの限りでない。

ア 屋上利用広告物 イ 突出広告物及び袖看板 ウ 壁面及び窓利用広告 エ 広告幕 オ その他これらに類する広告物

(2)建築物に附帯する広告物に限らず、敷地内には次の広告物の設置や掲示を禁止する。

※ただし、イベント開催等の短期間及び管理上の必要により常時、設置又は掲示することが適当と認められる場合はこの限りでない。

ア 地上広告塔及び地上広告板 イ 置き看板広告 ウ 幟、旗広告 エ ベンチ広告 オ アドバルーン カ その他これらに類する広告物

(3)企業名板及び壁面の社名表示は、設置位置と内容を次のとおりとする。

| | 表示 | 設置場所 | その他 |
|---------|---------------|----------|--|
| 企業名板 | 企業名 ロゴマーク | 敷地出入口周辺 | 構造：設置型又は門に埋め込むプレート程度 高さ：設置型の場合1.5m以下 材質：周辺の景観との調和を考慮 |
| 壁面の社名表示 | シンボルマーク 程度 | 主たる出入口付近 | 壁面全体の使用禁止 文字の大きさ 1字1辺80cm以下 |

※上記以外の基準は、各務原市屋外広告物条例に準ずる。



電線類(北・南エリア)

敷地内の電線類は、地下埋設とし、電柱等による架空配線は、禁止する。

緑豊かな自然景観の形成を図るため、道路などの公共空間と同様に分譲地内においても電線類は地下埋設するものとし、電柱等による架空配線は禁止します。(ただし、特別高圧の引き込み等特段の理由がある場合は、景観協定委員会の承認を得て設置することができるものとします。)なお、分譲地内の電線類の地下埋設については各企業の負担によるものとします。

コンクリート柱・鉄柱・木柱 等

携帯電話等の基地局及び中継局などの用に供するための鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの設置を禁止する。

ただし、特段の理由がある場合で第10条のテクノプラザ北エリア景観協定委員会の承認を得たものはこの限りでない。

電線類の地中化により保たれている良好な空間を保全していくため、携帯電話等の基地局・中継局等のための鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱などの設置を禁止します。(ただし、特段の理由がある場合で景観協定委員会の承認を得たものはこの限りではありません。)

屋外付帯施設

【物置、ごみ置場、地上用受電ボックス等】

- 物置、ごみ置場、地上用受電ボックス等は可能な限り屋内に設置すること。
- やむを得ず屋外に設置する場合は公共の場所から見えない位置に配置し植栽で隠蔽するなど周辺環境との調和に配慮すること。

【門扉(門柱を除く)、柵及び塀】

- 門扉(門柱を除く。)、柵及び塀については、設置しない。
- ただし、転落防止、義務的設置等特段の理由がある場合で第10条のテクノプラザ北エリア景観協定委員会の承認を得たものはこの限りでない。

【門柱及び生垣】

- 門柱及び生垣で基礎を構築する場合は、基礎の仕上がり高は、地盤面以下とすること。
- 生垣は、緑地帯の内側に設置するものとし、高さは1m以下とすること。
- 敷地出入口に設ける車両進入防止のための付帯施設については、チェーン等の軽微なものとすること。



屋外照明

- 屋外照明は、夜間における利用者の安全性を考慮し、敷地内通路、駐車場等の外部空間において適切な配置を行うものとする。
- 照明器具は、形態や色彩など、周辺環境との調和に配慮するものとする。



設備機器類

建築物の屋上に設置される通信アンテナ等の設備機器類は、集約化に努めるものとする。



工作物

緑豊かな良好な景観の形成を図るため、大規模な工作物がこれらの景観を損ねることのないように、また圧迫感や不安感を与えない配置やデザインとする。

- 擁壁等は、緑化により圧迫感を軽減させる
- ツタ等により、壁面の被覆に努める



重点風景地区及び景観地区における風景形成基準について、運用方針を下記のとおり定める。

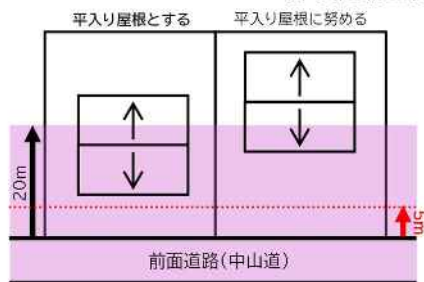
(1) 屋根について

■『勾配屋根を原則とする』について

1. 勾配は、10分の2以上かつ10分の6.5以下とする。
2. 勾配屋根部分の水平投影面積が、当該建築物の建築面積の50%以上あれば、勾配屋根建物とみなす。(ただし、中山道鵜沼宿地区は除く。)
3. パラペットの立ち上げは不可とする。
4. 主である建物とは別棟の床面積の合計が50㎡以下の倉庫、納屋、車庫等(※附属建物)は勾配屋根の対象外であるが、勾配屋根が望ましい。

■『平入り勾配屋根を原則とする』について

(中山道新加納立場地帯)



1. 勾配は、道路に面して平入り勾配屋根とする。
2. 建築物が沿道地区と集落地区にまたがる場合、屋根の水平投影面積の過半が占める地区の基準とする。ただし、中山道から5mまでの範囲は上記に関わらず平入り勾配屋根とする。

■屋根の葺き替えのみについて

屋根部分の2分の1を超える部分を変更する場合は、届出対象とする。(ただし、中山道鵜沼宿地区は10㎡を超えれば届出対象)

■屋根に設置する太陽光発電用パネルについて

【中山道鵜沼宿地区について】

太陽光発電用パネル設置可能。ただし、中山道に面している屋根については、瓦一体型の太陽光パネルのみ設置可能とする。

【中山道鵜沼宿地区以外について】

太陽光発電用パネル設置可能。

(2) 色彩について

■外壁の色彩について

1. 外壁とは、立面図上にあらわれる屋根以外の部分をいう。(窓サッシ、玄関扉、戸箱、シャッターボックス、格子、手摺、竪樋等を含む。)
2. 『アクセントカラーは外壁面積の5%(地区によっては10%)まで』というのは、各面毎の割合とする。
3. 色彩基準以外の色は、アクセントカラーとする。
4. 壁面広告物は、色彩基準の対象とする。(※別途、屋外広告物の面積基準あり)
5. タイルやサイディング等の製品が、複数の色彩で着色されたものは、平均的な色彩で判断する。

6. 重点風景地区内の大規模行為は、重点風景地区における行為届出書で届出をし、図面に色彩割合(ベースカラー:アソートカラー:アクセントカラー)を明記すること。

- △ アクセントカラーがある場合は、以下のとおり届出図面に算定根拠を示してください。
- ※ 外壁面積は、見付面積で計算してください。
- ※ 庇は屋根として扱いますので、外壁面積には算入しないでください。
- ※ 基礎、サッシ、窓、バルコニー、笠木等は外壁面積に算入しません。

記載例

【外壁面積 + 】
 = (計算式) = ①㎡

【アクセントカラーの面積 】
 = (計算式) = ②㎡

①/② = ●% ≤ 5%

※アクセントカラー上限5%の場合

▶ 判定 OK

■屋根の色彩について

1. 煙突等、破風、鼻隠し、軒樋、庇は屋根の基準を適用する。
2. パラペット等で外部から見えない屋根であっても、審査の対象とする。
3. 軒裏は立面図で表現される場合は審査の対象とする。

■無彩色の表示について

無彩色の場合も、マンセル値で表示するものとする。

(3) 壁面後退の緩和について

建築基準法施行令第135条の22「外壁後退距離に対する制限の緩和」と同じとする。

(4) 緑化(樹木)について

1. シンボルツリーとは、植栽時の高さが1.5m以上かつ成木時の高さが4.0m以上になる樹木をいう。
2. 低木とは、植栽時の高さが1.5m未滿かつ成木時の高さが3.0m未滿になる樹木をいう。
3. 中木とは、植栽時の高さが1.5m以上かつ成木時の高さが3.0m以上になる樹木をいう。
4. 高木とは、植栽時の高さが3.0m以上かつ成木時の高さが5.0m以上になる樹木をいう。
5. 地被植物とは、芝、リュウノヒゲ、シダ等の植物をいう。

(5) 届出の適用除外について

良好な景観形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として、下記の仮設建築物は届出不要とする。また、重点風景地区及び景観地区の基準は適用しない。

1. 工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で、工事等の期間中に限り存続するもの。
2. 建築基準法第85条第6項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの。

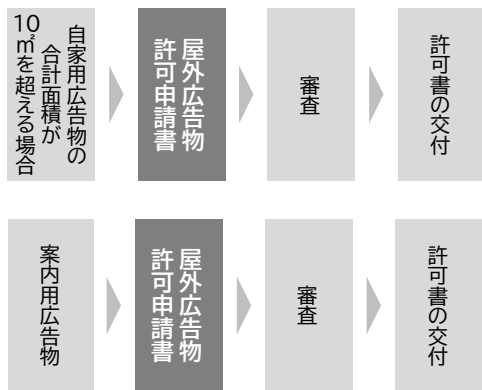
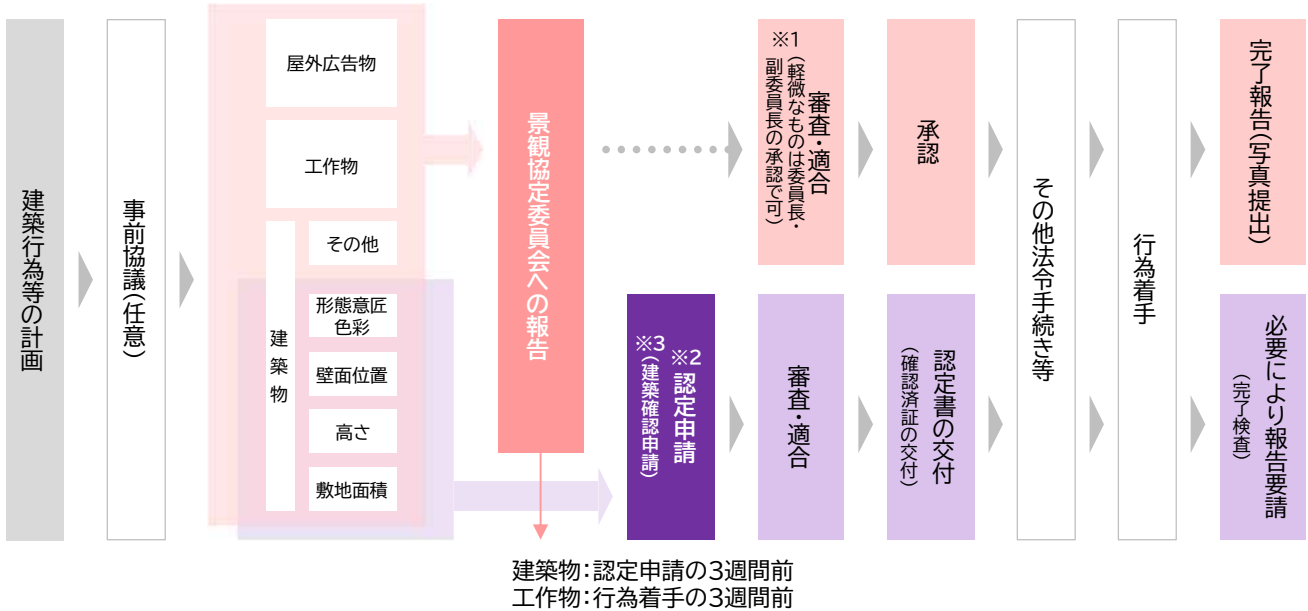
行為の届出

届出の対象となる行為

1. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
2. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
3. 開発行為がその他政令で定める行為
4. 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為

届出の流れ

景観地区における認定申請と、景観協定における景観協定委員会への報告の必要があります。



- ※1 委員長・副委員長の同意のみで承認される行為
 ・確認申請のいらない規模の増築等
 ・10㎡以下の外観の変更
 ・公共の場所から見えない行為
- ※2 認定のいらない行為
 ・建築確認申請のいらない規模の増築等
 ・10㎡以下の外観の変更等
 ・公共の場所から見えない行為
 ・景観法で認定を要しない行為と規定するもの
- ※3 形態意匠は審査対象外
 建築物で確認申請のいらない行為
 ・床面積が10㎡以下の増築等
 工作物で確認申請のいらない行為
 ・建築基準法施行令で定められている規模以下の工作物の新設等

届出の適用除外となる行為

次に掲げる行為については、前項までの規定は適用しない。

- ・ この基準が定められた際に現に存する建築物もしくはその敷地内で行われた行為
- ・ この基準が定められた際に現に存する屋外広告物の通常の管理行為
- ・ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ・ 次条のテクノプラザ北エリア景観協定委員会の委員長が別に定める土地で行う行為

お問い合わせ

各務原市 都市建設部 建築指導課
 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
 TEL:058-383-7218(直通) FAX:058-383-6365 E-mail:keikan@city.kakamigahara.gifu.jp
 市ウェブサイト:<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>